

岩手県告示第922号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成25年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 久慈市夏井町大崎第8地割、第11地割、第12地割、第13地割及び第14地割並びに閉伊口第8地割
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年12月11日から平成26年3月14日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）